

【z259】水中作業手当

支給対象業務	手当の支給を受ける者の範囲				支給額
	所属公署（※－は指定なし）	病院等	企業局	技労職	
<p>①人事委員会規則で定める期間（10月～翌3月）におけるます等の採卵作業、あわび等の飼料採取作業又はのりの栽培作業に従事したとき。</p> <p>②職員が潜水器具を着用して行う潜水作業に従事したとき。</p> <p>一 潜水深度二十メートルまで</p> <p>二 潜水深度三十メートルまで</p> <p>三 潜水深度三十メートル超え</p> <p>②のうち特に困難な作業で心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定めるもの（航海中において、人事委員会が定める船舶の推進器に絡んだ漁具を潜水して除去する作業）に従事した場合</p>	水産海洋研究センター、水産資源研究所又は内水面水産試験場に勤務する職員			該当	<p>円／一時間</p> <p>310</p> <p>780</p> <p>1,500</p> <p>円／一回</p> <p>1,500</p>